

京都市障害者自立支援法施行細則を公布する。

平成18年 3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第222号

京都市障害者自立支援法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者自立支援法施行令（以下「令」という。）、障害者自立支援法施行規則（以下「省令」という。）及び京都市障害者自立支援法の施行に関する条例に定めるもののほか、障害者自立支援法（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(合議体の数)

第3条 京都市障害程度区分判定等審査会（以下「審査会」という。）における令第8条第1項に規定する合議体（以下「合議体」という。）の数は、10以内とする。

(合議体の委員の定数)

第4条 合議体を構成する委員の定数は、5人とする。

(合議体の招集等)

第5条 合議体は、合議体の長が招集する。

2 合議体の長に事故があるときは、あらかじめ合議体の長が指名する委員がその職務を代理する。

(合議体の議事の除斥)

第6条 合議体を構成する委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員は、合議体の議事に加わることができない。ただし、当該合議体の同意を得たときは、

会議に出席し、発言することができる。

- (1) 自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所で審査及び判定に係る障害者及び障害児に対し自立支援給付対象サービス等を提供しているものに勤務しているとき。
- (2) 審査及び判定に係る障害者及び障害児の主治の医師であるとき、又は当該主治の医師が勤務する病院又は診療所に勤務しているとき。

(審査会の庶務)

第7条 審査会の庶務は、保健福祉局において行う。

(審査会に関する補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が定める。

(代理受領しないときの介護給付費等の支給の申請)

第9条 介護給付費、訓練等給付費又は自立支援医療費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に当該者が受けた指定障害福祉サービス等又は指定自立支援医療に係る領収書及び当該指定障害福祉サービス等又は指定自立支援医療の内容を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、法第29条第5項又は第58条第5項の規定により、介護給付費等が指定障害福祉サービス事業者等又は指定自立支援医療機関に支払われたときは、この限りでない。

- (1) 申請者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 支給を受けようとする者の氏名及び住所
- (3) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項
 - ア 介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けようとする者 受給者証番号（省令第14条第3号に規定する受給者証番号をいう。）
 - イ 自立支援医療費の支給を受けようとする者 受給者番号（省令第41条第3

号に規定する受給者番号をいう。)

(4) その他市長が必要と認める事項

(申請に対する結果の通知)

第10条 市長は、法第20条第1項、第24条第1項、第36条第1項（法第41条第4項において準用する場合を含む。）、第37条第1項、第53条第1項、第56条第1項若しくは第59条第1項若しくは前条の規定による申請又は法第30条第1項若しくは第33条第1項の規定による支給の申請があったときは、申請に係る事項の承認又は不承認を決定し、文書によりその旨を申請者に通知しなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(合議体の数の特例)

2 この規則の施行の日から平成19年3月31日までの間の合議体の数は、第3条の規定にかかわらず、30以内とする。

(保健福祉局保健福祉部障害企画課)